



安積の歴史シリーズ



第28回 近代 桑野村の立村と入殖者

柳田 和久 (やなぎだ かずひさ)

郡山市文化財保護審議会
委員



桑野村の入殖者

これまで、大槻原の開墾（桑野村開墾）にあたったのは、元二本松藩士族・開成社とされ、平民では僅かに国分丈三郎・阿部長吉・三河徳藏・梅津孫助等が上げられる程度であった。⁽¹⁾しかし、国分丈三郎・阿部長吉等のほかに、多くの平民も入殖し開墾にあっていたのである。

福島県は、明治21年に桑野村の入殖者を調査している。その調査では入殖者を、開墾地・拝借金のある者、開墾地があり拝借金のない者、五百戸中の者、編入者、新民、小作人、寄留人に分類している。⁽²⁾

開墾地・拝借金のある者とは、福島県から開墾地と家作・開墾のための資金（拝借金）を貸与されて入殖した者で、開墾地があり拝借金のない者とは、県から開墾地は受けたが、拝借金の貸与がなかった者である。五百戸中の者とは、明治11年から国が行った国営の安積開拓事業で入殖し、桑野村に居住した者である。五百戸中の者も、県から開墾地と拝借金を受けて入殖した。

編入者は、明治7年に大槻村から桑野村に編入された者で、新民とは開墾地・拝借金を受けない

で入殖した者である。小作人は開成社の小作人で、寄留人は戸籍を桑野村に移さず前の居住地に置いたまま桑野村に居住している者である。

明治21年の桑野村には、第1表のように254戸の入殖者が居住していた。⁽²⁾そのうち、開墾地・拝借金のある者は、士族30戸・平民62戸の92戸である。士族は元二本松藩士族である馬場直人・松尾智明等27戸と、元米沢藩士族である立岩一郎・皆川キエ、元三春藩士族である大関清風である。平民には、相楽小一郎・国分丈三郎・前林子之次郎・山本喜三郎・梅津孫助・高村左衛門・浜崎芳

第1表 明治21年の桑野村の戸数

| 入殖者の区分 | 士族 | 平民 | 合計 |
|---------------|----|-----|-----|
| | 戸 | 戸 | 戸 |
| 開墾地・拝借金のある者 | 30 | 62 | 92 |
| 開墾地があり拝借金のない者 | 1 | 16 | 17 |
| 五百戸中の者 | 1 | | 1 |
| 編入者 | | 17 | 17 |
| 新民 | | 54 | 54 |
| 小作人 | | 12 | 12 |
| 寄留人 | 2 | 59 | 61 |
| 合計 | 34 | 220 | 254 |

雄・曾根昌徳等がいる。

開墾地があり拝借金のない者は17戸で、うち元士族は1戸・平民は16戸である。

五百戸中の者は、元米沢藩士族の石井貞廉である。

大槻村よりの編入者は平民17戸。開墾地・拝借金のない新民は平民54戸。開成社の小作人は平民12戸である。他に寄留人は61戸であり、うち元士族が2戸、平民は59戸である。

桑野村の入殖者のうち、元士族32戸・平民78戸は開墾地や拝借金を受けて入殖したが、編入者・新民・小作人・寄留人等には、開墾地・拝借金はなかったのである。

入殖者の出身地

明治21年の入殖者の出身地は第2表のとおりである。⁽²⁾開墾地・拝借金のある者92戸の出身地は、国村ではなく藩名で記載されている。元二本松藩士族である松尾智明・馬場直人等27戸は岩代国の出身。元三春藩士族の大風清風は磐城国、元米沢藩士族の皆川キエ・立岩一郎は羽前国の出身である。平民62戸のうち、49戸は二本松藩とあるので岩代国で、相楽小一郎・前林子之次郎・遠藤伝太等は、大槻村、山本喜三郎・梅津孫助・梅津孫右衛

門等は郡山村、沖野徳三郎は小原田村、荒河庄太は富田村の出身である。浜崎芳雄・古滝勝造は会津藩領、太田勇吉・鈴木丑太郎は白河藩領、横川熊四郎は横田藩領、栗山忠蔵は三春藩領、原佐七郎・水野忠七は中村藩領（相馬藩）村の出身である。高村左衛門・石井貞二は米沢藩領で、貞二は父親である石井貞廉と父子で入殖した。落合佐吉は新発田藩領（新潟県）、上野重兵衛は紀州藩領、曾根昌徳は静岡藩領村の出身である。

開墾地があり拝借金のない者17戸のうち、村田民蔵は元士族であるが藩名は記載されてなく不明である。平民16戸のうち、岩代国は4戸で、永戸茂右衛門は郡山村、小田吉之丞・小田佐四郎は小原田村、阿部惣七は信夫郡松川村、本田健吉は磐城国行方郡神山村、増子庄吉は田村郡舞木村、山之内嘉之吉は越後國中蒲原郡佐渡村の出身である。残り9戸については不明である。

五百戸中の者は、石井貞廉は羽前国の出身である。

編入者は、明治7年に大槻村亀田の4戸、島の11戸、台新田の2戸が、大槻原の開墾地に組み込まれた。

新民54戸の出身地は、岩代国出身者は25戸で、そのうち安積郡が18戸、安達郡は4戸、信夫郡は

第2表 入植者の出身地

| 国名 | 開墾地・拝借金のある者 | | 開墾地があり 拝借金のない者 | | 五百戸 中の者 | | 編入者 | 新 民 | 小作人 | 寄留人 | | 小 計 | | 合 計 |
|-----------|-------------|----|-------------------|----|------------|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| | 士族 | 平民 | 士族 | 平民 | 士族 | 平民 | | | | 士族 | 平民 | 士族 | 平民 | |
| 岩代国（福島県） | 27 | 54 | | 4 | | | 17 | 25 | 6 | 2 | 23 | 29 | 129 | 158 |
| 磐城国（福島県） | 1 | 3 | | 2 | | | | 18 | 3 | | 9 | 1 | 35 | 36 |
| 越後国（新潟県） | | 1 | | 1 | | | | 3 | | | 15 | 0 | 20 | 20 |
| 因幡国（鳥取県） | | | | | | | | 1 | 2 | | 8 | 0 | 11 | 11 |
| 羽前国（山形県） | 2 | 2 | | | 1 | | | 2 | | | 1 | 3 | 5 | 8 |
| 紀伊国（和歌山県） | | 1 | | | | | | | | | 1 | 0 | 2 | 2 |
| 東京府（東京都） | | | | | | | | | 1 | | 1 | 0 | 2 | 2 |
| 駿河国（静岡県） | | 1 | | | | | | | | | | 0 | 1 | 1 |
| 加賀国（石川県） | | | | | | | | 1 | | | | 0 | 1 | 1 |
| 下野国（栃木県） | | | | | | | | 1 | | | | 0 | 1 | 1 |
| 上野国（群馬県） | | | | | | | | 1 | | | | 0 | 1 | 1 |
| 常陸国（茨城県） | | | | | | | | 1 | | | | 0 | 1 | 1 |
| 但馬国（兵庫県） | | | | | | | | 1 | | | | 0 | 1 | 1 |
| 陸前国（宮城県） | | | | | | | | | | | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 不 明 | | | 1 | 9 | | | | | | | | 1 | 9 | 10 |
| 合 計 | 30 | 62 | 1 | 16 | 1 | | 17 | 54 | 12 | 2 | 59 | 34 | 220 | 254 |

2戸、岩瀬郡は1戸である。磐城国出身は18戸で、うち田村郡と標葉郡は7戸ずつ、行方郡は3戸、磐城郡は1戸である。越後国出身は3戸で、西蒲原郡・北蒲原郡・蒲原郡が1戸ずつである。羽前国は2戸で、置賜郡・村山郡が1戸ずつである。因幡国高草郡・加賀国河北郡・下野国河内郡・上野国那須郡・常陸国水戸上市・但馬国養夫郡が1戸ずつである。

小作人は、開成社の小作人で、6戸は岩代国出身で、そのうち佐藤国松・渡辺キ介は郡山村、橋本為吉は河内村、吉田政吉は小原田村、酒井久作は安達郡鈴石村、鈴木栄蔵は東白河郡山寺村の出身である。岩城国出身は3戸で、国分卯七は田村郡成田村、佐々木兼吉は同郡舞木村、原新拓は行方郡伴崎村である。田中長松は因幡国知津郡尾兵村、西田イトは因幡国高草郡吉岡村、山崎倉吉は東京府の出身である。

寄留人は、元士族の遊佐保信は二本松町より、元士族の安積大次郎は耶麻郡壺揚村より入殖した。平民は、岩代国出身が23戸で、うち安積郡は14戸、安達郡は4戸、伊達郡・大沼郡は2戸ずつ、会津郡は1戸である。磐城国出身は9戸で、うち田村郡が5戸、石川郡・標葉郡・行方郡・檜葉郡1戸ずつである。越後国出身は15戸で、中蒲原郡9戸、西蒲原郡4戸、北蒲原郡2戸である。因幡国出身は8戸で、高草郡5戸、吹上郡2戸、知津郡1戸である。羽前国東置賜郡・陸前国柴田郡・紀伊国在田郡・東京府出身は1戸ずつである。

桑野村の入殖者は、岩代国出身が158戸と最も多く、次いで磐城国が36戸、越後国20戸と続き、因幡国・羽前国・紀伊国・東京府・駿河国・加賀国・下野国・上野国・常陸国・但馬国・陸前国と各地から入殖している。

開墾地

福島県より開墾地を受けて入殖した者は110戸である。開墾反別は第3表のとおりである。⁽²⁾ 開墾地・拝借金のある者のうち、開墾地の最も多い者は、元士族では立入勝正の2町1反余、馬場直人の1町7反、平民では曾根昌徳の2町8反余、国分丈三郎の2町5反余であり、最も少ない者は、元士族では佐倉政平・青山助之丞・青山トリの2

反余で、平民では安斎要次郎の1反余、三瓶伊之吉の2反余である。

また、開墾地があり拝借金のない者のうち、元士族の村田民蔵は1反余である。平民では、開墾地が多いのは永戸茂右衛門の2町1反余、山内嘉之吉の1町4反余で、最も少ない者は佐藤亀次郎の2畝余、伊東徳次郎の7畝余である。五百戸中の者は石井貞廉で10町1反余である。全体的には1町5反未満が96戸と多く71%を占めている。

明治21年段階の開墾進捗状況は、平均すると士族は約69%、平民は約80%を開墾している。特徴的なのは、元士族31戸と平民57戸は全て畑に開墾したのに対し、元士族1名・平民21名は畑と田に開墾していることである。

拝借金

拝借金には家作金と開墾費があり、開墾地・拝借金のある者と、五百戸中の者に貸与された、

元二本松藩士族は、明治6年の夏ごろから大槻・郡山・富田村等に仮居住していた。⁽³⁾ 福島県は、同6年9月ごろから貸家の建築に取り掛かり、⁽⁴⁾ 明治7年3月に貸家が完成したので、元二本松藩士族が貸家に移った。⁽⁵⁾ 県は建築費を家賃として納めさせ、明治12年から1年に4回払いの20年賦の80回払いとした。⁽⁵⁾ 平民には、自分で家を建築する者に入殖を許可したことから、⁽⁵⁾ 家作金は貸与しなかった。

開墾費には、開墾貸下金と開墾継続金がある。開墾貸下金は元士族と平民とでは貸与方法が異なっている。元二本松藩士族等31名と元米沢藩士族皆川キエに30円ずつ、元二本松藩士族の青山助

第3表 開墾地の反別

| 反 別 | 士族 | 平民 | 合計 |
|-------------|----|----|-----|
| | 戸 | 戸 | 戸 |
| 10町以上～11町未満 | 1 | | 1 |
| 2町5反以上～3町未満 | | 2 | 2 |
| 2町以上～2町5反未満 | 1 | 3 | 4 |
| 1町5反以上～2町未満 | 2 | 5 | 7 |
| 1町以上～1町5反未満 | 10 | 22 | 32 |
| 5反以上～1町未満 | 10 | 29 | 39 |
| ～5反未満 | 8 | 17 | 25 |
| 合 計 | 32 | 78 | 110 |

之丞と元三春藩士族大槻風清に29円ずつ貸与した。返済は明治12年7月より5カ年間の据え置き、同17年7月より同31年まで無利足の15カ年賦返済で、1年に2円ずつの返済である。⁽⁵⁾

平民には家作金を貸与しなかったが、開墾貸下金に含めて貸与した。貸下金の算出方法は、家屋の構造と開墾反別（面積）の多少によって、建築費の4分の1を目安に、1戸15円から120円以下を貸与した。⁽⁵⁾ そのため、人によって貸下金の金額が異なっている。国分丈三郎は120円、相楽小一郎・阿部辰之助（父親は長吉）は100円、田辺市左衛門は70円、三瓶久三郎は58円であり、50円は11名、40円は5名、35円は5名、30円は19名、26円は1名、25円は3名、24円は1名、21円は1名、20円は9名、15円は1名である。⁽⁶⁾

開墾継続金は、国営の安積開拓事業で入殖した五百戸と同様に、明治13年7月に桑野村の入殖者にも貸与した。国営の安積開拓事業で入殖した五百戸には100円ずつ貸与したのに対し、桑野村入殖者には元士族・平民ともに1戸30円ずつである。返済は明治14年より5カ年間の据え置き、同19年7月より同29年6月まで無利足10年賦返済で、毎年5月の返済である。⁽⁷⁾

このように、大槻原の入殖者には、入殖する時点から、開墾地や拝借金を受けて入殖した者と、受けなくて入殖した者がおり大きな区別があったのである。福島県は、開墾地・拝借金を受けて入殖した元二本松藩士族と平民を中心とする村落をめざしたのである。

開成社の小作人

中条政恒は、大槻原開拓の実務担当者として、明治5年9月20日に福島県官に任用された。⁽⁸⁾ 政恒は、翌6年3月12日に安積郡取締本田治直を介して阿部茂兵衛を訪れ大槻原開墾を説いた。⁽⁹⁾

阿部茂兵衛等25名は、開成社を結成して大槻原開墾に踏み切った。開成社員は、第4表のとおりで、⁽¹⁰⁾ いずれも郡山村の富裕な商人達である。開墾の費用は開成社員が自ら負担する自力開墾である。開墾反別は出資額に応じて配分され、小作人を雇って農業経営を行った。遠藤介右衛門と高橋徳治は明治11年5月に開成社を脱社し、開墾地は

第4表 開成社員と出資金

| 名 前 | 出 資 金 | 職 業 |
|---------|--------------|-------|
| 阿部茂兵衛 | 3,504円53銭5厘 | 休業中 |
| 嶋原弥作 | 2,950円17銭7厘 | 材木 |
| 橋本清左衛門 | 1,823円54銭5厘 | 呉服 |
| 安藤忠介 | 1,536円52銭5厘 | 酒造 |
| 津野喜七 | 1,375円32銭 | 呉服 |
| 橋本藤左衛門 | 796円27銭5厘 | 呉服 |
| 阿部茂左衛門 | 735円14銭9厘 | 呉服 |
| 斎藤久之允 | 724円16銭8厘 | 荒物 |
| 増子浅次郎 | 638円80銭8厘 | 質店 |
| 遠藤介右衛門 | 660円16銭5厘 | |
| 阿部茂介 | 599円38銭2厘 | 書籍 |
| 横山貞吉 | 563円52銭9厘 | 荒物 |
| 永井惣吉 | 505円95銭2厘 | 質店 |
| 佐藤伝吉 | 504円75銭6厘 | 干物扱 |
| 小針半七 | 500円67銭9厘 | 味噌 |
| 柳沼恒五郎 | 500円36銭4厘 | 生糸 |
| 佐藤伝兵衛 | 498円51銭4厘 | 質店 |
| 阿部庄右衛門 | 498円36銭4厘 | 呉服 |
| 山口哲蔵 | 491円54銭9厘 | 酒造 |
| 安藤権右衛門 | 472円99銭2厘 | 呉服 |
| 甲斐山忠左衛門 | 472円25銭4厘 | 荒物 |
| 阿部定之介 | 466円25銭4厘 | 呉服 |
| 武田重蔵 | 460円67銭4厘 | 味噌・醬油 |
| 高橋徳治 | 453円42銭9厘 | |
| 横田利兵衛 | 447円98銭4厘 | 呉服 |
| 合 計 | 22,181円36銭3厘 | |

嶋原弥作・津野喜七が譲り受けた。⁽¹¹⁾

開成社の小作人には、第5表のように、小作人12人の他に、寄留人、新民、開墾地があり拝借金のない者、開墾地・拝借金のある者も小作をしており、合計83人でいずれも平民である。⁽¹²⁾

小作人12人は、小作以外に職業を持たない専業の小作人である。そのうち、佐藤国松は5町7反余、国分卯七は1町8反余、鈴木栄蔵・橋本為吉は1町1反余、9反余・8反余・7反余は1名ずつ、6反余は2名、西田イト・佐々木兼吉・吉田政吉は5反歩にも満たない小作人である。鈴木栄蔵は阿部茂兵衛、山崎倉吉は阿部定之介（英吉）、佐々木兼吉は斎藤久之丞の小作人である。

寄留人では、池下石太郎・佐藤平七等25人が小作をしている。小作反別は、池下石太郎は3町4反余、佐藤平七2町7反余、江口西之祐が2町5反余、1町7反余・1町5反余・1町4反余が1人ずつ、1町3反余が3人、1町余が1人、7反

余が2人、6反余が4人、5反余が1人、4反余が3人、3反余・1反余が2人ずつ、1反未満が1人である。5反未満が8人であるが、8人の職業は、雑業が4人、商業・大工は1人ずつ、2人は農業とある。本田アキ（常吉）は鳴原弥作、横田忠兵衛は安藤忠介の小作人である。

新民では、影山直吉・細川巳之次等24人が小作をしている。小作反別は、影山直吉が3町6反余、細川巳之次が2町8反余であり、1町8反余・1町7反余・1町5反余は1人ずつ、1町4反余・1町3反余は2人ずつ、1町2反余は1人、1町1反余は4人、9反余・8反余1人ずつ、7反余2人、6反余3人、5反余・2反余・1反未満1人ずつである。渡辺平作・鈴木直吉（松本直吉）・藤沢長作は鳴原弥作、境元次郎は安藤権右衛門、影山直三郎（利七）・床井伊助・橋本綱吉・中野利八は阿部茂兵衛、阿部松之助（ハル）は武田重蔵の小作人である。

開墾地があり拝借金のない者は6人で、永戸茂右衛門・山内嘉之吉は1町2反余、阿部惣太は1町1反余、小田吉之丞は1町余、増子庄吉は8反余、永戸茂右衛門は6反余、小田佐四郎は2反余を小作している。小作地のほかに、永戸茂右衛門は1町6反余、山内嘉之吉は1町4反余、増子庄吉は7反余、阿部惣太・小田吉之丞は4反余、小田佐四郎は9畝余の開墾地がある。小田吉之丞は鳴原弥作の、小田佐四郎は阿部茂兵衛の小作人である。

開墾地・拝借金のある者16人は開成社の小作をしている。阿部金太は3町8反余、原佐七郎は2町4反余、本田兼吉は1町3反余、伊東常吉は1町2反余、水野綱治（忠七）は1町余、9反余・5反余は1人ずつ、4反余は3人、2反余は2人、1反余は4人である。小作地のほかに、自らも開墾地があり、石沢惣太は1町6反余、阿部金太は1町4反余、梅津孫助は1町1反余の開墾地がある。また、高村左衛門は9反余の開墾地があり郵便局長でもある。田辺市左衛門は7反余の開墾地があり馬商、宗形安二郎は3反余の開墾地があり屋根葺職でもある。水野綱治・沖野徳三郎は阿部茂兵衛の小作人、原佐七郎は橋本藤左衛門の小作人である。

第5表 開成社の小作反別

| 小作反別 | 小作人 | 寄留人 | 新民 | 開墾地があり拝借金のない者 | 開墾地・拝借金のある者 | 合計 |
|---------|--------|-----|----|---------------|-------------|--------|
| 5町5反～6町 | 戸 1 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 1 |
| 5町～5町5反 | | | | | | 0 |
| 4町5反～5町 | | | | | | 0 |
| 4町～4町5反 | | | | | | 0 |
| 3町5反～4町 | | | 1 | | 1 | 2 |
| 3町～3町5反 | | 1 | | | | 1 |
| 2町5反～3町 | | 2 | 1 | | | 3 |
| 2町～2町5反 | | | | | 1 | 1 |
| 1町5反～2町 | 1 | 2 | 3 | | | 6 |
| 1町～1町5反 | 2 | 5 | 9 | 3 | 3 | 22 |
| 5反～1町 | 5 | 7 | 8 | 2 | 2 | 24 |
| ～5反 | 3 | 8 | 2 | 1 | 9 | 23 |
| 合計 | 12 | 25 | 24 | 6 | 16 | 83 |

開成社の小作人には、専門の小作人だけでなく、新民・寄留人、開墾地があり拝借金のない者、開墾地・拝借金のある者も小作をしている。特に開墾地・拝借金のある者、開墾地があり拝借金のない者は22人で、約27%に昇るのが特徴的である。

福島県は、開墾地・拝借金のある者、開墾地があり拝借金のない者を中心とする桑野村の立村を目指したが、開成社が開墾に加わったため、専門の小作人や新民・寄留人のほかに、開墾地・拝借金のある者、開墾地があり拝借金のない者も小作人となる特異な村を形成したのである。

註

- (1) 『郡山市史』 4
- (2) 福島県庁文書 F2761
- (3) 福島県庁文書 F2712
- (4) 福島県庁文書 F2490
- (5) 註2
- (6) 福島県庁文書 F2012・F2761
- (7) 註2
- (8) 安積開拓研究会『明治開拓村の歴史－福島県安積郡桑野村－』
- (9) 『郡山市史』 9
- (10) 福島県庁文書 F2710・F2761
- (11) 註9
- (12) 註2